

公益財団法人東京都私学財団 育英資金貸付事業要綱

[平成 23 年 4 月 1 日制定]

[平成 28 年 4 月 1 日一部改正]

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人東京都私学財団育英資金貸付事業規程（以下「規程」という。）第 31 条の規定に基づき、東京都育英資金貸付事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 申 込

(奨学金の借受け資格)

第 2 条 規程第 3 条の奨学金の借受け資格に関する事項は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 規程第 3 条第 1 項第 3 号で定める同種の資金とは、日本学生支援機構、他の地方公共団体その他財団法人等から貸付けを受けている奨学金とし、給付による奨学金を除いたものをいう。
- (2) 規程第 3 条第 1 項第 4 号ただし書に定める都内に所在する学校とは、主として授業を受ける校舎が都内に所在するものをいう。

(奨学生の募集)

第 3 条 奨学生の募集は、次に掲げる区分に従い、次に掲げる期間に在学を窓口として行うものとする。

- (1) 一般募集（一定の期間を設けて行う募集をいう。） 募集期間は年度ごとに定める。ただし、秋季入学者に対する期間は、別に定めることができる。
- (2) 予約募集（中学校（学校教育法第 1 条（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部をいう。以下同じ。）の第 3 学年に在籍し、高等学校又は専修学校高等課程に入学を希望する者に対して行う募集をいう。） 募集期間は年度ごとに定める。
- (3) 交通遺児募集（規程別表第 1 備考の適用を受ける者の募集をいう。） 随時
- (4) 特別募集（概ね一般募集の期間経過後に、不慮の災害等による家計の急変があり経済的に修学困難になった者の募集をいう。） 随時

(貸付の申込書等)

第 4 条 規程第 5 条第 1 項の規定により奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、申込書のほか、住民票、住民税課税証明書及び必要に応じて理事長が求める書類を添付するものとする。

(予約申込書等)

第 5 条 第 3 条第 2 号に定める募集において、申込者は中学校を窓口として、予約申込書により奨学金の予約申込を行うことができる。この場合において、当該中学校の校長は、推薦所見を予約申込書に添えて提出するものとする。

2 第 4 条の規定は、前項による申込みをする者に準用する。

3 第 1 項の申込みをした者の選考は、規程第 7 条から第 9 条までを準用する。この場合において、規程第 8 条第 1 号中「校長」とあるのは「中学校長」と読み替える。

- 4 前項により選考した者への通知は、在学する学校を通じて行うものとする。
- 5 前項に定める通知により採用候補者として決定された者は、在学する中学校を經由して、採用候補者進学届兼確認書又は辞退届を提出するものとする。
(奨学生の決定)

第6条 規程第7条の規定による申込者への貸付け可否の通知は、申込者が在学する学校を通じて行うものとする。

なお、貸付の決定を通知する場合は、奨学生原票を学校等に送付するものとする。

- 2 第5条第5項の規定による届を提出した者への通知は、貸付決定の場合は、採用候補者が進学した学校を通じて行うものとする。この場合において、奨学生原票を学校に送付するものとする。また、不採用の場合は本人に通知するものとする。

第3章 貸 付

(奨学金の貸付等)

第7条 奨学金は、奨学生から届出のあった本人名義の口座に口座振替払いの方法によって毎月振り込むものとする。ただし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて振り込むことができる。

- 2 前項の本人名義の口座については、口座振込依頼書により届け出るものとする。
- 3 第1項に定める本人名義の口座には、外国籍の者が日本名で設けたものを含むものとする。
なお、口座名義以外の申込、届出等についても、外国籍の者にあつては、通称名をかつこ書きで併記できるものとする。

(学業状況等の報告)

第8条 規程第10条に定める奨学金の受領資格の確認は、毎年5月、10月及び1月に、奨学生の学業状況の報告は、毎年3月に行うものとする。

(届出事項)

第9条 規程第11条の届出は、奨学生異動届により校長を經由して行うものとする。

- 2 校長は、前項の届出を受けた場合にはこれを速やかに理事長に送付し、届出前に事実を確認した場合は奨学生異動届（学校作成用）により、速やかに理事長に通知するものとする。
- 3 奨学生は、規程第13条第1項第2号ただし書の規定に基づき、校長が留年した奨学生について次年度の学業成果を認める場合は、貸付継続願（原級留置用）により、校長を經由して理事長に届け出るものとする。
- 4 理事長は、前三項の届出又は通知に係る処理結果を校長に通知するものとする。
- 5 規程第2条第1項第1号から第3号までに規定する学校及び第3条第2号に規定する中学校が学校の名称、所在地の変更等を行った場合は、校長は、学校名等変更届により届け出るものとする。

第4章 返 還

(借用証書)

第10条 規程第14条に規定する借用証書を提出する日は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間の満了により貸付けを終了したとき。奨学金の全額を受領した日の翌日から起算して一月を経過した後の理事長が指定する日
- (2) 規程第12条第1号から第3号までのいずれかに該当し貸付けを終了したとき。貸付け終了事由の生じた日(奨学金の全額を受領した日が後の場合は奨学金の全額を受領した日)の翌日から起算して一月を経過した日
- (3) 規程第12条第4号から第10号までのいずれかに該当し貸付けを終了したとき。理事

長が貸付けの打切りを通知した日の翌日から起算して一月を経過した日

(連帯保証人)

第 11 条 借受者は、規程第 14 条第 1 項により借用証書を提出するときは、連帯保証人の印鑑証明書を添付するものとする。

2 借受者が、規程第 15 条第 1 項の連帯保証人を変更する場合は、連帯保証人変更届により、理事長に届け出るものとする。

3 理事長は、前項により提出された連帯保証人変更届を承認したときは、借受者に通知するものとする。

(返還方法)

第 12 条 規程第 17 条第 3 項で規定する要綱で定める日は、次のとおりとする。ただし、その日が金融機関が取引を行わない日等に該当するときは、別に定める日とする。

(1) 年賦 7 月末日又は 12 月末日

(2) 半年賦 7 月末日及び 12 月末日

(3) 前各号のほか理事長が定める日

2 規程第 17 条第 3 項に定める奨学金の返還は、口座振替により行うものとする。ただし、やむを得ない理由があると理事長が認めた場合は、払込票により返還することができる。

なお、口座振替を行う場合は、事前に借受者に通知するものとする。

また、口座振替が不能となった場合は、借受者に通知するものとする。

3 返還が完了した場合は、借受者に通知するものとする。

(督促)

第 13 条 規程第 18 条の定めにより督促するときは、払込期限から 30 日以内に行う。

(違約金)

第 14 条 規程第 19 条に基づき通知する違約金の払込みは、口座振替又は払込票により行うものとする。

(届出事項)

第 15 条 規程第 20 条第 1 号の届出は、住所・氏名等変更届により行うものとする。

(返還方法の変更)

第 16 条 規程第 23 条の規定により返還方法の変更を申し出る者は、返還方法変更申出書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の申し出を承認したときは、申出者に通知するものとする。

(分割納付)

第 17 条 借受者が返還金を遅滞した場合において、やむを得ない理由があると理事長が認めるときは、分割して支払わせることができる。

第 5 章 雑 則

(補助金の請求)

第 18 条 補助金の交付請求に当たっては、東京都が定める補助金交付要綱に基づき、所定の手続きを行う。

(委任)

第 19 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、専務理事が別に定める。ただし、施行に関し必要な様式は、事務局長が別に定める。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

(財団法人東京都私学財団育英資金貸付事業要綱の廃止)

- 2 公益財団法人東京都私学財団に移行した特例財団法人東京都私学財団及び同法人に移行した財団法人東京都私学財団が施行した育英資金貸付事業要綱（平成17年4月1日制定）（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行前に、旧要綱の規定に基づき奨学金の貸付けを受けている者又は奨学金の貸付けを受けた者で奨学金の返還を終了していない者については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。